

国立大学法人東京外国語大学外国
語学部・大学院総合国際学研究所
・大学院総合国際学研究院教員組
織の編制等に関する規程

平成21年 3月31日
規則 第68号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人東京外国語大学外国語学部（以下「学部」という。）、大学院総合国際学研究所（以下「研究所」という。）及び大学院総合国際学研究院（以下「研究院」という。）の教員組織の編制その他必要な事項を定めるものとする。

(学部の教員組織)

第2条 学部の教員組織の編制に当たっては、次に掲げるとおりとする。

- (1) 学部には、その教育研究上の目的を達成するため、学部の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員を置くものとする。
- (2) 学部は、学部の教育研究の実施に当たり、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制を確保し、教育研究に係る責任の所在が明確になるように、別表1のとおり教員組織を編制するものとする。

(研究所の教員組織)

第3条 研究所の教員組織の編制に当たっては、次に掲げるとおりとする。

- (1) 研究所には、その教育研究上の目的を達成するため、研究所及び専攻の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員を置くものとする。
- (2) 研究所は、専攻の教育研究の実施に当たり、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制を確保し、教育研究に係る責任の所在が明確になるように、別表2のとおり教員組織を編制するものとする。

(研究院の教員組織)

第4条 研究院の教員組織の編制に当たっては、次に掲げるとおりとする。

- (1) 研究院には、その規模に応じ、研究上必要な教員を置くものとする。
- (2) 研究院は、研究の実施に当たり、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制を確保し、研究に係る責任の所在が明確になるように、別表3のとおり教員組織を編制するものとする。

(学部及び研究所の教員)

第5条 学部及び研究所の教員は、原則として、研究院の教員がこれを担当するものとし、次条に規定する部局等の教員がこれを兼ねるものとする。

(兼任部局等)

第6条 別表4の左欄に掲げる学部及び研究所の教育研究上の兼任部局等は、同表の右欄に掲げる部局等とする。

3 別表5に定める、連携機関の客員教授又は客員准教授は、第3条第2号に定める博士前期課程言語応用専攻会議、国際協力専攻会議及び博士後期課程の国際社会専攻会議と

連携して教育を行う。

附 則

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人東京外国語大学外国語学部・大学院地域文化研究科に置く講座に関する規程（平成19年3月27日制定）は、廃止する。

別表 1

学部における教員組織の編制

言語・情報コース会議	総合文化コース会議	地域・国際コース会議
課程等会議		

別表 2

研究科の教員組織の編制

博士前期課程	言語文化専攻 会 議	言語応用専攻 会 議	地域・国際専攻 会 議	国際協力専攻 会 議
博士後期課程	言語文化専攻会議		国際社会専攻会議	

別表 3

研究院の教員組織の編制

言語文化部門	国際社会部門	先端研究部門
--------	--------	--------

別表 4

学部・研究科の教員

学部・研究科	教育研究上の兼担部局等
学部	国際日本研究センター 世界言語社会教育センター
研究科	アジア・アフリカ言語文化研究所 留学生日本語教育センター 国際日本研究センター 世界言語社会教育センター

別表 5

日本銀行金融研究所
国際協力機構
日本貿易振興機構アジア経済研究所